

議長の任期でもめる

○地方自治法第九十三条第一項
普通地方公共団体の議会の議員
の任期は、四年とする。

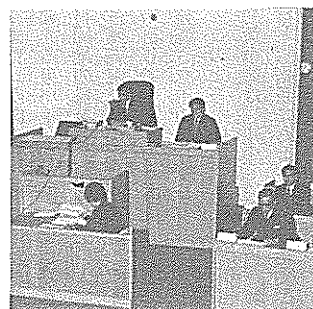
○地方自治法第百三条第二項
議長及び副議長の任期は、議員
の任期による。

南国市では、議長の交代は、法律の定めた四年でなく、議員の申し合せにより「議長の自主的な辞職」という形で、一年または二年で行われてきました。

しかし、橋本前議長時代（五十二年から四十四年）は、法律通りの「四年」をとりました。

島内現議長の二年目が終る十一月五日を前に、「二年」を主張する議員の動きが活発になり、二回の議員総会を経て、十一月十一日、十六名の連署で、島内議長に対して「辞職勧告書」が出されました。

これに対して島内議長は、①議員総会でも、議長としての不適正なことはないとの言明を得ているので辞職する理由がない。②橋本前議長時代に「二年交代は違法性がある」とのことで「四年」のルールが確定したし、これが法律の精神に従うものだ。…などの理由で勧告を拒否、双方で話し合いが続けられました。



話し合いは、十二月議会開会十一日、当日になってもつかず、流会も心配されていましたが、流会が及ぼす市政・市民への影響の配慮から、島内議長の「三年目が終る五十七年十一月五日にむけて、身辺を整理する努力をする（法律的な研究などを含む）」ことで一応決着、ようやく、午後四時四十五分（開会予定午前十時）開会されました。

流会寸前に一応の決着をみた「議長交代劇」でしたが、①今後どんな形で申し合わせができるか。②法律にある任期「四年」をどう理解するか。…などの課題は残ったままです。

いずれにしても、議員のみならずの「市民の幸福」を第一に考えた良識ある話し合いによる解決が望まれます。

議会には議案審議を行う、総務（八名）・建設（八名）・産業経済（七名）・教育民生（七名）の四つの常任委員会があり、

各常任委員決まる

三十名の議員はいずれかの常任委員会に属します。

常任委員の任期は一年。昨年の十二月議会で改選され、次のように新しい委員が決まりました。

（◎印＝委員長、○印＝副委員長）

【総務】

◎小沢正澄・○山本昇・高島邦明・竹内淳輔・門田益治・島内正雄・松本二郎・橋本二三三

【教育民生】

◎中屋宏二・○今井成子・溝淵健夫・山岡誠喜・西川誠男・土居菊雄・竹田広美

【建設】

◎岡崎俊一・○島崎秋水・井上徳蔵・徳橋一郎・山崎清重・大谷嶺・岩原栄喜・野口幸重

【産業経済】

◎岡林保・○溝淵正・森尾稔・北岡益貴・堀川和夫・浜田健夫・吉村雅男

市職員採用試験

合格者発表

昭和五十六年度市職員採用試験の最終合格者が決まりました。

【行政】

宮地理香（植野） 常徳美樹（前浜）

【保母】

長瀬知子（物部） 久米世津（久礼田） 杉村和香（片山）

【技能職】

吉本多美（東崎） 田中裕子（大浜）

広報委員会から

あけましておめでとございます。今年も、地区の「催し」、「話題」など、ご連絡ください。

◇連絡先：市役所企画財政課広報

報広聴係（☎②111内線407）まで。

（広報委員会一同）

地

なお、採用は定数内職員の欠員の状況により昭和五十七年四月一日以降になりますが、採用候補者名簿の有効期限が原則として、同年十二月三十一日までですので、この間に職員に採用されないときはこの資格を失うこととなります。保母資格取得中の場合は、昭和五十七年三月三十一日までに資格が取得できないと合格は取り消しになります。